

議案第 69 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
別紙のとおり
- 2 指定管理者として指定するもの
北本市本町 1 丁目 47 番地 1
一般社団法人北本市コミュニティ協議会
代表理事 田 島 和 生
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 27 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

別紙

公の施設の名称

北本市南部公民館、北本市立南部集会所、北本市東部公民館、北本市立東部集会所、北本市西部公民館、北本市立西部集会所、荒井公園、北本市北部公民館、北本市立北部集会所、北本市中丸公民館、北本市立中丸集会所及び北本市学習センター